

揖斐川町耐震改修促進計画

平成20年 1月 策定

平成24年 3月 改定

平成28年10月 改定

令和 3年 3月 改定

令和 8年 3月 改定

目 次

はじめに	
1 計画策定の経緯	1
2 計画改定の方針	1
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	2
2 人的被害の想定	3
3 建物被害の想定	3
(1)建物被害	
(2)消失棟数	
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	4
(1)住宅の耐震化の現状	
(2)特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	8
3 公共施設の耐震化の現状・目標	11
(1)町有施設における耐震化	
(2)その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 耐震化の課題	14
2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	14
(1)町民・事業者の役割	
(2)町・県の役割	
3 実施する事業の方針	15
(1)事業の考え方	
(2)実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	15
(1)重点的に耐震化を図る地域	
(2)地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3)重点的に耐震化を図る建築物	
(4)より重点的に耐震化を図る建築物	
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	19
6 新たな耐震化の取組みの検討	19
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 安心して耐震化が行える環境整備	20
(1)揖斐川町建築物等耐震化促進事業	
(2)町内会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	21
(1)相談体制の整備	
(2)情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	23
(1)地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2)地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 所管行政庁との連携	25
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	
1 計画の推進体制	25

はじめに

1 計画策定の経緯

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「揖斐川町耐震改修促進計画」という。）を平成19年度から27年度までの9年間を計画期間として平成20年1月に策定した。

平成28年3月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正されたこと、引き続き耐震改修の促進を行う必要があること、さらに新たな想定地震被害への対応を踏まえ、「揖斐川町耐震改修促進計画」について、令和8年度から令和12年度までの5年間で計画期間とする改定を行い、耐震改修の促進を進めるものである。また本計画は、揖斐川町の上位計画である「揖斐川町第3次総合計画」や他分野の計画との整合性を図り、策定するものである。

2 計画改定の方針

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが認識された。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織し、検証・検討が行なわれ、建築物の更なる耐震化促進に向けた所要の見直しが行なわれた。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、地震時に倒壊した一部の建築物が道路の過半を閉塞することにより、避難・救急活動、緊急物資の輸送等に影響を及ぼした。そのため、岐阜県においては、各市町村の防災拠点から、現在の耐震診断義務化対象路線（国道19号、国道21号、国道22号、国道41号、国道258号）もしくは高速道路ICを繋ぐ路線を耐震診断義務化対象路線として指定拡大することにより、災害応急対策の実効性を高める方針を決定し、第4期となる岐阜県耐震改修促進計画を改定した。

これらを勘案し、揖斐川町においても、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第7項の規定に基づき、計画の改定を行うものである。

第 1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表 1-1 想定される地震の規模（揖斐川町内）

想定される地震、断層	最大震度	PL 値 (液状化指数)※
南海トラフ地震★	5.97 (震度 6 弱)	58.30
揖斐川-武儀川 (濃尾)	6.67 (震度 7)	51.40
長良川上流 (北側震源)	6.71 (震度 7)	32.21
長良川上流 (南側震源)	6.68 (震度 7)	29.99
屏風山・恵那山及び猿投山	6.41 (震度 6 強)	24.36
阿寺 (北側震源)	6.54 (震度 7)	29.76
阿寺 (南側震源) ★	6.64 (震度 7)	31.61
跡津川★	6.59 (震度 7)	37.81
養老-桑名-四日市★	6.96 (震度 7)	59.10
高山・大原 (北側震源) ★	6.81 (震度 7)	32.01
高山・大原 (南側震源)	6.80 (震度 7)	32.50

★平成 23～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29～30 年度実施の調査による。

この調査で南海トラフの巨大地震については、揖斐川町において震度 6 弱以上の揺れに見舞われ、液状化が発生する可能性が高いと予測している。また、跡津川断層や阿寺断層など飛騨地域や東濃地域にある断層による地震では、比較的離れた岐阜・西濃地域においても全壊建物が多数発生すると予測している。これは、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後6時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害（揖斐川町内）

（単位：人）

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救助者数	避難者数
南海トラフ巨大地震	2	4	133	7	953
養老-桑名-四日市断層帯地震	106	216	1,147	322	5,000
阿寺断層系地震	0	0	9	0	28
跡津川断層地震	0	0	31	0	103
高山・大原断層帯地震	0	0	7	0	22

※ 人的被害の想定は、「揖斐川町地域防災計画」から引用。

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-3のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後6時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

（1）建物被害

町内の建物は、特に養老-桑名-四日市断層帯地震において多くの被害が予測される。

（2）焼失棟数

想定地震における焼失棟数は南海トラフの巨大地震では1件、養老-桑名-四日市断層帯地震では20件と予測されている。

表1-3 想定される建物被害（揖斐川町内）

（単位：棟）

想定地震	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフ巨大地震	267	892	1
養老-桑名-四日市断層帯地震	1,885	3,740	20
阿寺断層系地震	0	41	0
跡津川断層地震	4	143	0
高山・大原断層帯地震	0	33	0

※ 建物被害の想定は、「揖斐川町地域防災計画」から引用。

第2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」・・・建築物の地震に対する安全性を確保すること。
「耐震化されている建築物」・・・新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。
「耐震化率」・・・建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合（住宅においては戸数）。
「耐震性が不十分な建築物」・・・旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

1 建築物の耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

揖斐川町内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基に推計を行った結果、表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

（単位：戸）

建築年		平成 10 年推計		平成 15 年推計		平成 20 年推計		平成 25 年推計	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧 基 準	昭和 36 年～45 年	2,790	36	2,190	29	2,890	36	2,220	29
	昭和 46 年～55 年	1,900	25	1,830	24	1,730	22	1,510	19
	計	4,690	61	4,020	53	4,620	58	3,730	48
新 基 準	昭和 56 年～平成 2 年	1,640	21	1,570	21	1,090	14	1,350	18
	平成 3 年～ 7 年	810	10	780	10	1,580	20	1,510	20
	平成 8 年～12 年	510	7	990	13				
	平成 13 年～17 年	—	—	170	2	530	7	470	6
	平成 18 年～22 年	—	—	—	—	80	1	420	5
	平成 23 年～25 年	—	—	—	—	—	—	220	2
	不 詳	60	1	60	1	70	0	90	1
計	3,020	39	3,570	47	3,350	42	4,060	52	
合 計		7,710	100	7,590	100	7,970	100	7,790	100
耐震改修を行った住宅		未調査		120	2	200	3	130	2

年代別住宅数 建築年		平成 30 年推計		令和 5 年推計	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧 基 準	昭和 36 年～45 年	2,030	28	1,210	19
	昭和 46 年～55 年	1,200	16	1,130	18
	計	3,230	44	2,340	37
新 基 準	昭和 56 年～平成 2 年	940	13	1,310	21
	平成 3 年～ 7 年	1,420	19	1,000	16
	平成 8 年～12 年				
	平成 13 年～17 年	790	11	580	9
	平成 18 年～22 年				
	平成 23 年～27 年	410	6	700	11
	平成 28 年～30 年	160	2		
	令和元年～2 年	—	—		
	令和 3 年～5 年 9 月	—	—		
	不 詳	360	5	280	5
	計	4,080	56	3,900	63
合 計		7,310	100	6,240	100
耐震改修を行った住宅		210	2	130	2

揖斐川町における住宅の耐震化率の現状については、令和5年住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値によると、「新基準建築物の住宅」が3,900戸（約63%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は同調査からの推計により約60戸（約3%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約187戸（約8%）であることから、揖斐川町内の住宅総数約6,240戸のうち約4,147戸（約66%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

（2）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表2-2のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームの1号特定建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、令和7年度特定建築物台帳によると、表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	No.	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他 これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を 営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表2-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性 を満たす E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	56	30	26	10	3	43	77%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	6	3	3	0	0	3	50%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	15	12	3	0	0	12	80%
	計	77	45	32	10	3	58	75%

注) A~Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が45棟(58%)、「旧基準建築物」32棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が10棟(13%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が3棟(4%)であることから、「耐震化されている建築物」は58棟となり、町内の1号特定建築物総数77棟のうち75%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (R7.9時点)

多数の者が利用する 建築物総数 6,883棟(100%)	新基準建築物 4,481棟(65%)	耐震化されている 建築物 6,163棟(90%)
	旧基準建築物 2,402棟(35%)	診断により耐震性を満たす 改修済 608棟(9%)
		耐震性が不十分な建築物 720棟(10%)

2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震において人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

○第1次国土強靱化実施中期計画について（抜粋）

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

90%【R5】 → 95%【R12】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等（11,464棟（令和5年度末時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

92.9%【R5】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

緊急輸送道路の一部等（約9,000km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（7,291棟（令和6年4月1日時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年までに95%にすることを目標とする。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建替え、耐震改修の促進を図り、目標の達成状況等について5年ごとに行なわれる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行なう。

これまでの揖斐川町の取り組み

旧基準建築物に該当する木造住宅について耐震診断に対する補助を平成 15 年度から、耐震補強に対する補助を平成 17 年度から実施している。平成 18 年度からは耐震診断に対する補助について全ての建築物を対象とし、耐震補強に対する補助も木造以外の建築物も対象となるよう拡大した。平成 20 年 1 月には「揖斐川町耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化に関する普及啓発や支援を進めている。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの揖斐川町の取り組みや上記の国や県の動向を踏まえ、以下を目標とする。

令和 12 年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

耐震化率 95%を達成するため、令和5年から令和12年までの間に、住宅については約 1,781 戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約 15 棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。ただし「揖斐川町第3次総合計画」ほか、関連計画の見直しや新たな法制度の創設や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを図る。

図2-3 住宅の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和5年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。

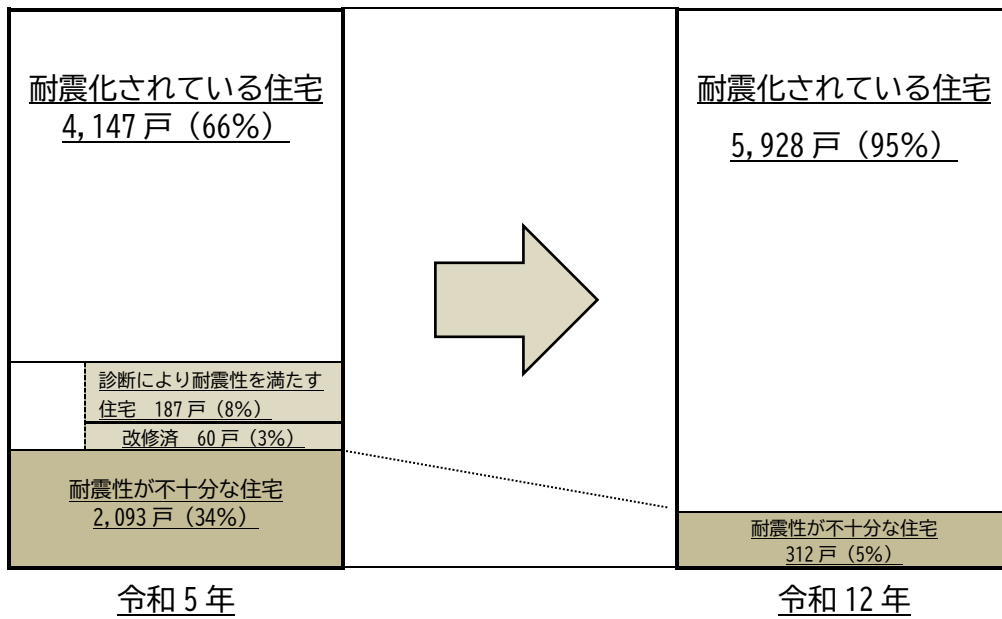
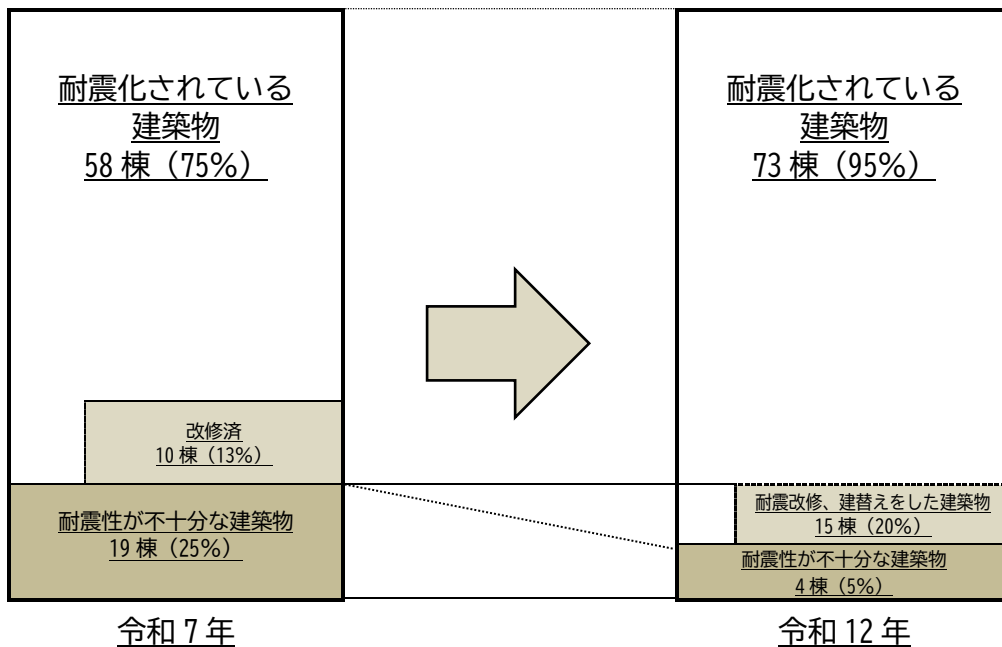


図2-4 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

※新築、除却を勘案して、令和7年時点の建築物総数から増減なしと仮定して算出。



3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に、庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がりが、大変重要である。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行なうとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、令和7年特定建築物台帳によると、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 町有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	43	24	19	6	3	33	77%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	4	2	2	0	0	2	50%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	3	3	0	0	0	3	100%
計	50	29	21	6	3	38	76%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が29棟(58%)、「旧基準建築物」21棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が6棟(12%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が3棟(6%)であることから、「耐震化されている建築物」は38棟となり、揖斐川町有特定建築物総数50棟のうち76%が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な旧基準建築物12棟については、施設の統廃合を検討すると共に、計画的に耐震診断を実施していく。

イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する揖斐川町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命(安全)」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を勘案し耐震化を促進する。

(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

特定建築物である町以外の公共施設の所有者（国や県など）は、特定建築物の所有者として耐震改修を行なうよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、県有特定建築物における耐震化の優先順位付けなどに準じ、建築物の耐震化を推進するよう努める。

特に、庁舎や病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、耐震化の早期完了を目指す。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努める。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- 自分の家・建物は大丈夫だと思っている（地震は来ないと思っている。）
- 誰に頼んでいいかわからない。
- 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民・事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自らで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民・事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 町民・事業者（建築物所有者）の役割

- 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 町・県の役割

- 町は国の基本指針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- 町及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。町にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- 町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域・・・町内全域

町が、東南海・南海地震対策推進地域に指定されていることから、町内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・岐阜県地域防災計画に定められた第1～3次緊急輸送道路等

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

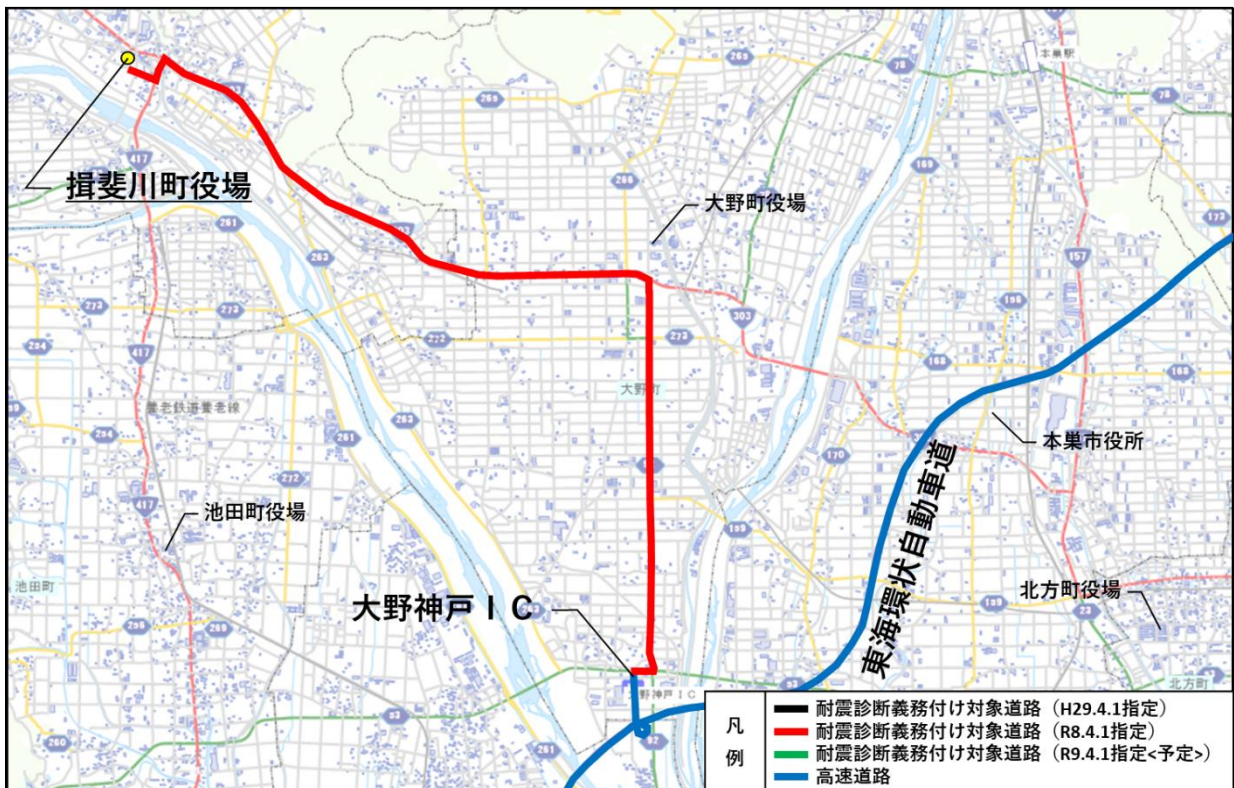
このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3

次までの緊急輸送道路を指定する。

また、緊急輸送道路のうち、下記表3-4については、法第5条第3項第2号に基づき岐阜県耐震改修促進計画（別表2）に指定されており、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路として、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路であるため、町においても啓発等を行う。

表3-4 岐阜県耐震改修促進計画抜粋

施設名	道路名等
<p>揖斐川町役場</p>	<p>【起点】 東海環状自動車道（大野神戸 IC）</p> <ul style="list-style-type: none"> ↓ 主要地方道岐阜関ヶ原線（～下礪交差点） ↓ 主要地方道岐阜巣南大野線（～大野町道黒野麻生1号線交差点） ↓ 大野町道黒野麻生1号線（～大野交番東交差点） ↓ 国道303号（～上新町交差点） ↓ 国道417号（～揖斐川町道280号線交差点） ↓ 揖斐川町道280号線 <p>【終点】 揖斐川町役場</p>



(3) 重点的に耐震化を図る建築物・・・多数の者が利用する建築物等、木造住宅、町有建築物

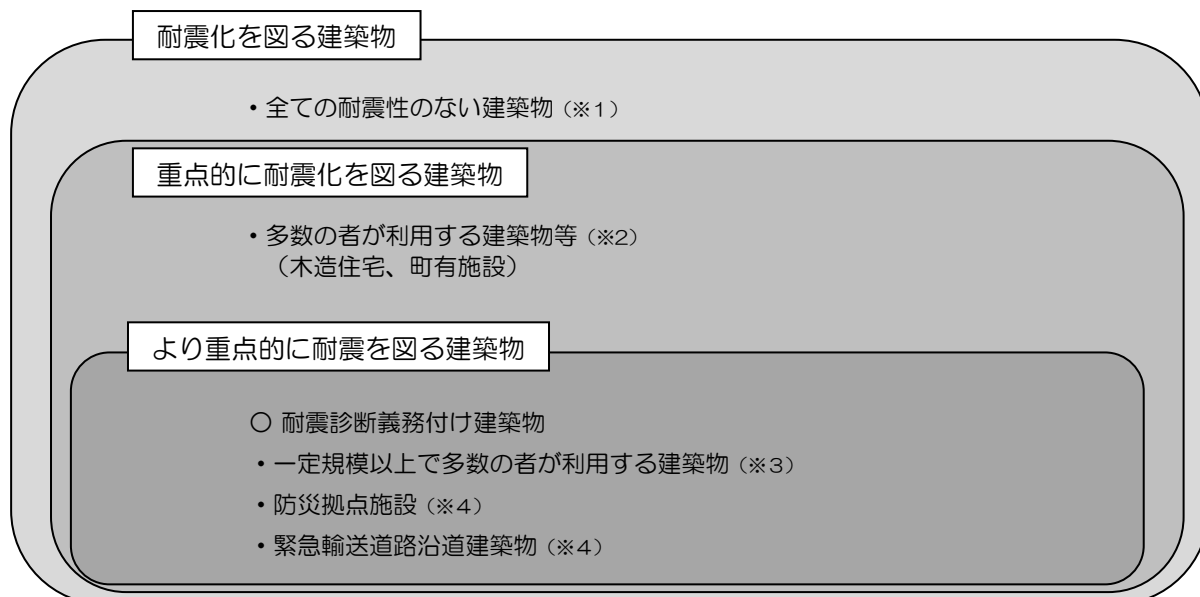
1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物・・・耐震診断義務付け建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

図3-1 重点的に耐震化を図る建築物分類



※1 全ての既存耐震不適格建築物

※2 1号～3号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの（特定既存耐震不適格建築物）。

※3 要緊急安全確認大規模建築物

※4 要安全確認計画記載建築物

表3-1 用途別対象建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
多数の者が利用する建築物	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		階数3以上かつ5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ5,000㎡以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ5,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これらの類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令に定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
通行障害建築物	県及び市の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	要安全確認計画記載建築物 法第5条第3項第2号及び法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	
公益上必要な建築物		法第5条第3項第1号に定める建築物	

(注) 要安全確認計画記載建築物については未指定(H28.3現在)

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

ただし、所有者の資力等の要因により耐震改修等を行うことができない者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強等の検討も必要である。

6 新たな耐震化の取り組みの検討

平成 28 年に発生した熊本地震や、令和 6 年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成 12 年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされる新たな取り組みについての検討も必要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 揖斐川町建築物等耐震化促進事業

ア 揖斐川町建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、町が行う耐震診断・耐震補強に対する補助事業に県と協働して支援を行う。

表4-1 揖斐川町建築物等耐震化促進事業の概要 (R7 現在)

対象		種別	制度開始	特記事項
木造住宅		耐震診断	H15～	H20 所有者負担無料化 (町による無料診断実施)
		改修工事	H17～	H21 簡易補強工事を対象追加、R2 除却工事を対象追加 R6 改修補助金限度額増額
建築物		耐震診断	H18～	H26 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
	特定建築物	計画策定	H29～	
		改修工事	H18～	H28 耐震診断義務付け建築物に対して補助拡充
分譲マンション		耐震診断	H18～	
		改修工事	H18～	
その他	特定天井	改修工事	H29～	
	ブロック塀	改修工事	R元～	

イ 揖斐川町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-3のとおりである。

表4-3 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
木造住宅耐震診断補助事業	10	8	5	7	4	13	12	10	13	19	11	4	6
木造住宅耐震工事費補助	—	—	0	2	0	0	0	0	1	1	2	1	1
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

補助事業の種類	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
木造住宅耐震診断補助事業	6	3	7	5	0	4	2	4	25	7
木造住宅耐震工事費補助	—	2	2	1	0	1	0	1	1	1
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0

ウ 町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向となるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・町の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行なう。

(2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自らで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧をしており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る窓口として、町民からの相談にに応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的にに応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 町等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成 20 年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが、耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行なう。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ 防災教育との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行なうため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」を実施する。

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を、町民にとって理解しやすく記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、平成 25 年度に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成・公表済である。

ク 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行なった住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行なう。

(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅耐震化事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、県内全域(中核市は除く)について大規模盛土造成地の調査(一次スクリーニング)が行われ、その結果について県 HP 等で公表されている。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査(注)」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行なう。

(注) 液状化危険度調査とは

- 岐阜県では、南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL値）を公表している。なお、液状化危険度調査については、岐阜県震災対策検証委員会からの提言に基づき、従来よりも精度の高い（揺れの時間を考慮した）調査の見直しが予定されている。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

計画の推進体制

県、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、建築物の耐震化に取り組む。